

地主・経営者のための
情報マガジン

7

July

あぐりタイムズ / 2020 vol.180

Agri Times

土地評価の
シミュレーション
してみませんか



営業職に役立つ!

ゴルフの
心臓

相続税が戻ってくる制度は
5年間が期限です

ラ・ラ・ラ
ランドマーク



CM
絶賛
放送中!

テレビCM

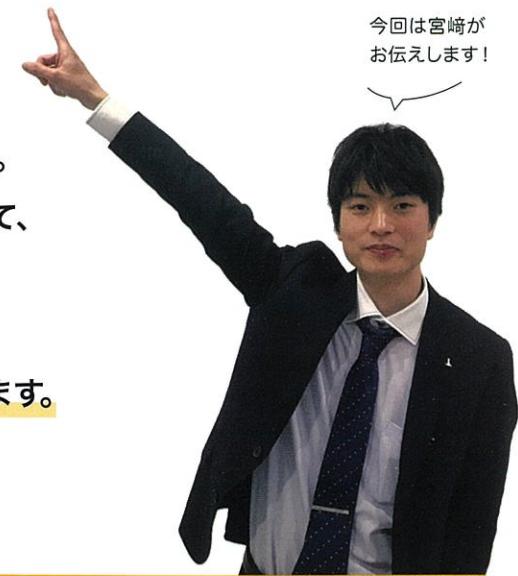
サンデーモーニング
とれたてキス
ぶらり途中下車の旅
めざましテレビ

ラジオCM

FMヨコハマ
ニッポン放送
FM NACK5

土地評価のシミュレーションしてみませんか

同じ土地を100人の税理士が評価した場合は、100通りの評価があるといわれているくらいに、土地の評価というのは、個別性・多様性があります。土地評価のシミュレーションを専門家に相談されて、ご自分の財産の把握にお役立ていただくのはいかがでしょうか。今号では、土地評価の概要についてご説明いたします。



今回は宮崎がお伝えします!

1 土地評価の基本

① 地目の判断

土地は評価する際、宅地・田・畠・山林・原野・牧場・池沼・鉱泉地・雑種地に分けられます。相続税の評価のときは、登記簿に記載されている地目(土地の種類)に関わらず、相続開始日現在の土地の状況により地目が判断されます。

② 評価単位

評価は地番ひとつ(1筆)ずつではなく、利用状況に応じた一区画ごとに行います。

③ 評価方法

原則は相続が発生した日現在の時価とされていますが、通常は財産評価基本通達により全国統一的な取り扱いができるようになっていて、「路線価方式」と「倍率方式」の2種類があります。路線価や倍率は毎年7月頃に各国税局が定めます。

④ 路線価方式

「路線価方式」というのは、その土地の面している道路に付された標準価格(路線価)を基準に評価する方法です。これにその土地の奥行き・間口・形状・角地かどうかなど、土地の価額に影響を与える条件を考慮して、最終的な評価額を算出します。この方法による評価は、その土地の形状や状況によってだいぶ評価額が変わってきます。かけや傾斜がある場合、道路に面していないなど、評価減の方法は多種多様な方法があります。

⑤ 倍率方式

「倍率方式」は固定資産税評価額に一定の倍率をかけて評価する方法です。市区町村役場で評価証明書をとり、国税庁が公表している倍率表に載っている倍率を固定資産税評価額に掛ければ求められます。固定資産税評価額は土地の形状や状態などを考慮して定められているため、路線価方式のように複雑な計算は必要ありません。

⑥ 評価の例

1. 路線価方式

所在地	横浜市緑区中山町○○番
地目	宅地
地積	180m ²
間口	10m
奥行	18m
路線価	24.5万円(1m ² あたり)
評価額	24.5万円×180m ² =4,410万円



2.倍率方式

所在地	横浜市緑区新治町△△番
地目	畠(農用地区域以外)
地積	142m ²
固定資産税評価額	7,339円
倍率	112倍
評価額	7,339円 ×112倍 = 821,968円

市区町村名:横浜市緑区									
令和1年分 倍率表									
音順 町(丁目) 又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍
に 新治町	市街化調整区域 ① 農業振興地域内の農用地区域 ② 上記以外の地域	50	1.1	純55 中72	純71 中112	中62	中62		

2 地積規模の大きな宅地の評価

農家の自宅や生産緑地、アパート等の敷地など広い土地をお持ちの場合、「地積規模の大きな宅地の評価」という評価方法を用いることができる可能性があります。適用が可能な場合、比較的評価額が低くなる傾向があります。

- ◆地積規模の大きな宅地とは、三大都市圏においては500m²以上の宅地、三大都市圏以外の地域においては1,000m²以上の宅地をいいます。
- ◆路線価地域に所在するものについては、地積規模の大きな宅地のうち、普通商業・併用住宅地区及び普通住宅地区に所在するものとなります。また、倍率地域に所在するものについては、地積規模の大きな宅地に該当する宅地であれば対象となります。

ただし、下記①～④のいずれかに該当する宅地はこの評価の適用ができません。

- ① 市街化調整区域に所在する宅地(一定の開発行為を行うことができる区域を除きます。)
- ② 都市計画法の用途地域が工業専用地域に指定されている地域に所在する宅地
- ③ 指定容積率が400%(東京都の特別区においては300%)以上の地域に所在する宅地
- ④ 大規模工場用地



【日本経済新聞】

3月19日朝刊第2部10面
公示地価特集にランドマーク税理士法人監修の
税務記事が掲載されております。



【日本経済新聞】

4月1日(水)朝刊18面
「信頼できる相続・贈与に詳しい相続税理士50選」に
相続専門の税理士として、
ランドマーク税理士法人が掲載されています。

6月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

- 6月 | あなたの保険は大丈夫?
生命保険を活用したもめない相続対策

6月16日 火 丸の内会場

14:00～15:00 TEL:03-6269-9996

税務無料相談会

6月16日 水 町田会場	6月17日 水 湘南台会場	6月17日 水 みなとみらい会場
14:00～16:00 TEL:042-720-4300	14:00～16:00 TEL:0466-86-7025	14:00～16:00 TEL:045-263-9730
6月18日 木 横浜会場	6月18日 木 新宿会場	6月18日 木 川崎会場
14:00～16:00 TEL:045-755-3085	14:00～16:00 TEL:03-6709-8135	14:00～16:00 TEL:044-589-4110
6月18日 木 池袋会場	6月18日 木 朝霞台会場	6月18日 木 朝霞台会場
14:00～16:00 TEL:03-5904-8730	14:00～16:00 TEL:048-424-5691	14:00～16:00 TEL:048-424-5691

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

「Old soldiers never die, but fade away.」(老兵は死なず、ただ消え去るのみ)マッカーサー元帥がGHQ総司令官を引退した際の言葉です。美学を感じる名言ですよね。実際に戦場に立ち数々の勲章を得ただけではなく、日本の民主化と近代化を進め、戦後の日本で絶大な人気を誇ったマッカーサーですが、意外な一面があるのをご存知でしょうか。

- 1928年アムステルダムオリンピック選手団の団長を務めていた。
- 幼いころは女装で育ち、髪は三つ編みでスカートを履き、人形を抱いていた。
- 日本人女性達に絶大な人気で、50万通にも達する数のラブレターを貰っていた。
- マッカーサーをご神体に据えた『マッカーサー神社』を作る予定があった。
- マッカーサーは前髪が薄いのをかなり気にしており、髪の話をした職員がアメリカ本国に送還された。

等パイプとサングラスの総司令官のイメージを覆すような人間臭いエピソードがあり、親近感を持ってしまいいますよね。

相続税が戻ってくる制度は 5年間が期限です

Q

一度払った相続税が戻ってくる制度があるそうですが、どんな時に利用できるのですか?いつまで可能なのでしょうか。



今回は国税OBの
小倉がお伝えします!

解説

1 相続税が戻ってくる主な理由

相続税が戻ってくる主な理由は次の4点です。

- ① 土地の評価をもっと安くできた
- ② 特例を適用していなかった
- ③ 債務があるので財産から引かれていなかった
- ④ 単純な計算ミスがあった

相続税とその計算基礎となる相続財産の評価、特に土地の評価額は、ご依頼の税理士のスキルで大きな差ができます。左記に掲げる事項に1つでも該当するという方は、申告期限から5年内に相続税の専門家といえる税理士にセカンドオピニオンを依頼してみてはいかがでしょうか。

A

2 評価に差が生じやすい土地をお持ちではないでしょうか?

土地の基本的な評価方法は下記の2種類があります。(P1~参照)

1.路線価方式(路線価×地積)

2.倍率方式(固定資産税評価額×倍率)

この計算式による評価額はあくまで標準的な金額であり、土地の特殊事情を考慮したものではありません。つまり土地の形状や周囲の環境等の特殊事情を考慮することによって、土地評価を減額させることができます。減額評価の可能性が大きい土地は次のようなものがあります。

- 近隣に比べて広めの土地
- 市街地の山林
- セットバックを必要とする土地
- 不整形地(形の良くない土地)
- 空中に高圧線が通っている土地
- 墓地に隣接している土地
- 高低差のある土地
- 線路や踏切に接している土地

この他にも土地の評価を減額できる要素はたくさんあります。

3 相続税が戻ってきた土地評価の事例

事例① 近隣宅地に比べて広めの土地

還付事例に多く登場するのが「広大地評価」という方法でした。これは戸建分譲の敷地として開発した場合、公共公益の場(道路など)が必要となる程の広さがある土地に適用できるものです。この評価方法が適用できれば、相続税の課税価格は多くの場合大幅な

減額になり、税額もかなり引き下げられます。こちらに関しては改正があり、「広大地評価」の規定に代わり、「地積規模の大きな宅地の評価」という規定が平成30年より適用開始されています(詳細はP3)。提出済みの申告書をご相談により預かり、調査したところ、2,000m²もある自宅の敷地に対して、広大地評価が使われておらず、他にも適用要件を満たせるかぎりぎりの敷地なども含めて、計4か所の広大地評価が可能となり、見直しの結果、還付額は約1億5,000万円にもなった事例もあります。



広大地評価による更正の請求の期限

広大地評価の適用は、平成29年12月31日以前の相続開始までとなり、更正の請求はそれぞの相続税申告期限から5年以内という期限がありますので、検討したい方はお急ぎください。

事例② 市街地にある山林の評価

市街化区域内にある山林の評価方法は、原則として、近隣の宅地の価額を基に評価額を算出する「宅地比準方式」によって行われます。しかし、中には高低差、急傾斜地などの関係で宅地化が困難で開発行為そのものが物理的に不可能なものも存在します。このような「宅地への転用が見込めない」山林の価額は、近隣の純山林の価額に比準して評価することが認められています。自宅の裏山を見直した結果、約1億4,500万円の還付があった事例もあります。

事例③ 土地の評価単位の取り方次第で税額が変わる

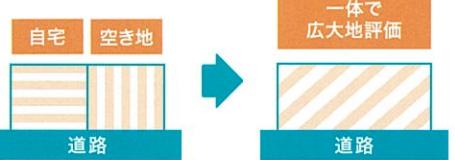
土地の評価単位の取り方によっても、相続税が戻ってくることがあります。

●対照的な還付事例を2つご紹介しましょう。

1つ目は、広い一団の土地に貸宅地が何個もある土地です。期限内申告では、1単位の「貸宅地」として一体で評価していました。契約ごと(借地人ごと)に評価を修正した結果、不整形地補正がかなり出て、大幅な評価減となり、この事例の還付額は約2,200万円となりました。



2つ目は、逆に一体で評価することで評価減できたケースです。自宅の隣に古い賃貸家が建っていたため最初の申告では別評価をしていましたが、この古い賃貸家は空き家となっていたため、自宅と合わせて一体の「自用地」で評価し、さらに「広大地評価」を適用したことで評価額がかなり引き下げられ、その他市街地山林の見直しなどを行ってこの事例では約7,500万円の還付となっています。



4 更正の請求ができる様々な事由

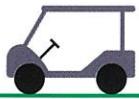
- 法定申告期限後5年を経過した日以後であっても、課税価格等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決等により、その事実が異なることが確定した場合、その確定した日から2ヶ月以内に更正の請求をすることができます。
- 申告書の提出期限後、又は提出した後等に、下記等の事由が生じて、相続税額が過大となった場合は、その事由が生じたことを知った日から4ヶ月以内に更正の請求をすることができます。

- ・未分割遺産が共同相続人等により、分割された
※分割されたことにより、「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地の評価減」等の特例を適用できることになった事例を含む
- ・認知、相続人の廃除等に関する裁判の確定等により相続人に異動が生じた
- ・遺留分侵害額の請求に基づき、返還等すべき額が確定した
- ・遺贈に係る遺言書が発見された

相続税の還付ができるということをご存知の方はまだとても少ないので現状です。

お近くに納税でお悩みの方がいれば、ぜひ一度、相続税の見直しを勧めてみてはいかがでしょうか。

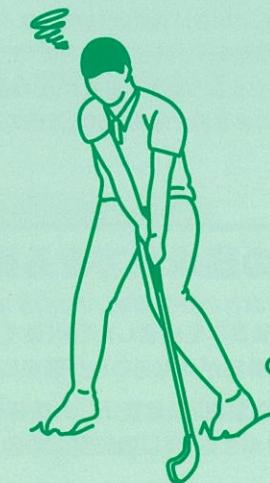
営業職
必見!



第22回限 スロープショット ~つま先下がり~

つま先下がりのショットは様々なショットの中でも
比較的難しいショットの1つです。

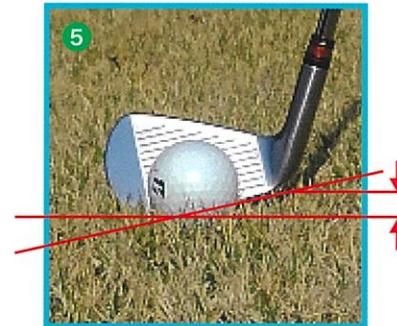
アドレスすると前方が下がっている為に重心がつま先よりも前にかかり前めりになるのでスイング中のバランスを保つのが難しいからです。従来のアドレスは、傾斜の度合にもよりますが、膝を深く曲げ、足の幅を広くし、重心をかかとにかけ、全体的に姿勢を低くして構えるというのがセオリーです。しかしこのアドレスは腰の位置が低くなり、足幅も広い為に、肝心の骨盤の回旋運動が発生せず、いわゆる“手打ち”“うで打ち”になりボールの芯に当たりづらく、かなり右方向へ、又時としてシャンクになる動きになります。



ある程度のつま先下がりでも目標方向へ
ストレート気味(ややスライスするにはします)に
ショットする方法が次の手順です。



Next page



- ① 従来の膝を深く曲げかかと重心の低いアドレスから
- ② のように姿勢を高く保ちます。(通常のアドレスに近い構え)
- ③ クラブをわずかに短く握りボールに近く構えます。重心は母指球にのせます。
- ④ ボールの位置は、ダフリ防止も兼ね、スイングの最下点(身体の中心)よりボール1つ右側に置きます。
- ⑤ つま先下がりの為、クラブのヒール側が少し浮いてクラブフェースが少し右側を向きますが、骨盤の回旋運動に伴って、手元のローテーションもしっかりとターンしていくので、ボールがつかまり、ややストレート気味のショットになります。

お試し下さい!



戸塚カントリー倶楽部所属
落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ53歳 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級